

◎分収林制度とは

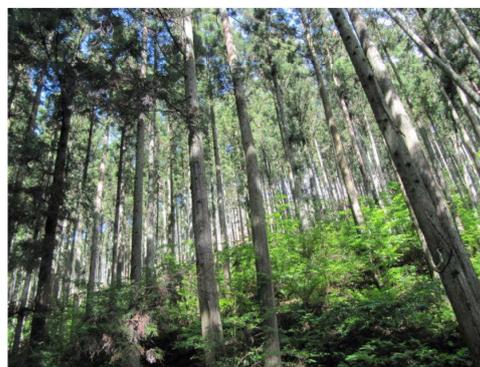
森林は、木材の生産の場のみでなく、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止や、水資源の涵養（かんよう）、大雨時の山地崩壊などの災害から県土を保全しているほか、生活にゆとりをもたらす森林レクリエーションの場など多様な機能を有していますが、これらの機能を高度に発揮させるためには人による手入れが必要です。

県では、県内の森林のうち、一部を県有林として管理しています。県有林には大きく区分して、土地とその土地に成立している立木を県が所有している「指導林」と、県以外の森林所有者が所有している土地に県が植栽した「分収林」があります。

分収林制度とは、県以外の土地所有者の土地に県が植栽、保育、伐採を行い、伐採で得た収益を土地所有者と分配する制度です。戦後、荒廃した森林は、森林所有者のみでは造林することが困難な地域もあり、県が森林所有者に代わり森林を整備し、後に生育した森林を伐採して得た収入を契約時の分収割合に応じて分け合っています。



（水源林となっている分収林）大子町内



（整備した分収林）大子町内

分収林の種類	設 立 目 的
平和茨城建設県行造林	戦中戦後の濫伐により荒廃した林地の早期復旧と国土緑化の推進（昭和 23～ ）
水源林造成県行造林	水源の涵養（かんよう）（昭和 25～ ）
県行分収造林	拡大造林の推進と県の基本財産の造成（昭和 35～ ）
国有林野部分林	造林緑化思想の普及と民有林の模範（昭和 26～ ）